



標津町社協豆だより



発行／令和3年 6月1日

変異株に代表されるコロナウイルス感染症が依然拡大しており、昨年度に引き続き不自由な生活と共に新しい生活様式が一層求められているところです。また、手洗い・うがいの励行・マスクの着用を始め、不要不急の外出の自粛、3密の回避等々は、今後も継続する必要があると同時に、我々国民ひとり一人が自覚をし確実に実行することがとても重要な点だと思います。同時に、このような時こそ社協の願いであります「助け合い・支え合い」を行動で示す時と考えています。

また、この間、ひまわり職員、各サロンのお世話役さん、各老人クラブの役員の皆さん、ボランティアの皆さん方、老人相談員等々には大変なご苦勞をお掛けしていますが、電話一本の声がどれだけいやされるか、独り身の会長として日々痛感しております。

今後は、役場等との連携を密にした上でコロナ感染症の状況を見ながら、出来る範囲で社協の事業も実施したいと考えております。もうしばらくの辛抱です。町民の皆さん、お互いに頑張りましょう。

献血車

日程のお知らせ



《移動献血車、「ひまわり号」による献血のお願い》

実施日	実施場所	実施時間
6月28日(月)	標津漁業協同組合	14:30~16:00
6月30日(水)	標津町役場	9:00~11:00
	標津病院	12:30~13:45
	標津町農業協同組合	14:30~16:00

平素より、輸血医療を支える献血にご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、北海道における献血者数は、令和元年度で約25万4千人と多くの方々にご協力をいただきましたが、少子高齢化により献血可能人口(16—69歳)も減少傾向にあります。特に将来の献血基盤となる若年層の献血推進が喫緊の課題となっております。日本の少子高齢化が今後ますます進んでいきますと、血液受容の増加が見込まれている将来の安定供給に支障をきたす恐れがありますことから、16歳以上の方を始め今まで献血されていない方の協力を切にお願い致します。血液は長期保存することができませんので、医療機関に安定的に血液を供給するためには、輸血用の血液を十分に確保する必要があります。

新型コロナウイルス感染の拡大下においても、毎日3,000人の患者さんが輸血を必要としています。尊い命を救うと同時に社協の願いを達成するためにも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、移動献血車において、新型コロナウイルス感染症の対策は万全を期しておりますので、ご安心の上、ご協力の程、宜しくお願い致します。

標津町献血推進協議会

標津町社会福祉協議会の願い

ひとは、いかなる世(家庭、社会等)でも、一人では生きていけない。そのために「助け合い・支え合い」が必要である。「助け合い・支え合い」には「助ける人・支える人」と「助けられる人・支えられる人」で成り立ち、「自惚(うぬぼれ)」も「卑屈(ひくつ)」もない人間関係であり、「お互いさま」「ありがとう」が原点である。

「2 回目の緊急事態宣言発出に伴う社協の考え方」

5月16日付けで、政府・北海道は2回目の緊急事態宣言を発出しました。これを受け、標津町社会福祉協議会も次のように考えました。

基本的には「65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種終了」を目途に、高齢者等々の様子や状況について十分把握した上で、それ以降の事業計画の実施等について判断していきたいと考えております。従って、ワクチン接種が終了するまでの期間の活動については自粛していただきますよう、宜しくお願い致します。

なお、事前に町老人クラブ連合会に対し、5・6月中の集会や行事等の実施につきましては、慎重を期す考えから全面的に自粛することをお願いをしておりましたが、ワクチンの関係からサロン関係者も含め引き続き7月一杯まで延長になりますことをご理解下さい。外出自粛等でストレスの多い日々と推察致します。ひとり一人が工夫した活動で、健康に留意していただきたいと思います。状況に変化がありましたら、各代表さんへ連絡致します。

ご存知でしたか？ 新型コロナウイルス関係の特例貸付の新規貸付・再貸付の申請受付期間が6月末まで延長されました！

また、下記の特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)につきましては、社協(82-1212)始め、郵便局、労働金庫でも受付けております。詳細を知りたい方は、社協まで連絡下さい。

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

■貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
■貸付限度額	一世帯につき1回限り20万円以内か10万円以内
■据置期間	貸付の日から1年以内
■償還期間	据置期間終了後2年以内
■貸付利子	無利子

- ☐ 緊急小口資金特例貸付借入申込者
- ☐ 緊急小口資金(特例貸付)借用書
- ☐ 収入の減少状況に関する申立書
- ☐ 借入申込者の身分を証明できるもの(健康保険証、運転免許証 等)
- ☐ 世帯全員の住民票(※マイナンバーの記載のないもの)
- ☐ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付のご案内

■貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
■貸付限度額	単身世帯：月15万円以内 2人以上：月20万円以内
■貸付期間	原則3カ月以内
■据置期間	貸付の日から1年以内
■償還期間	据置期間終了後10年以内
■貸付利子	無利子

- ☐ 総合支援資金(生活支援費)【特例貸付】借入申込者
- ☐ 生活福祉資金(総合支援資金)【特例貸付】借用書
- ☐ 借入申込者の身分を証明できるもの(健康保険証、運転免許証 等)
- ☐ 世帯全員の住民票(原本)
※発行されてから3か月以内、マイナンバーの記載がないもの
- ☐ 収入の減少状況に関する申立書
- ☐ 預金通帳(北海道銀行、北洋銀行または、ゆうちょ銀行)の写し

発行 標津町社会福祉協議会

標津町北1条西5丁目6番1-2号 保健福祉センターひまわり内

電話:0153-82-1212 FAX:0153-82-1530